



上富田町告示第72号

道路の路線認定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように道路の路線を認定し、供用を開始する。

その関係図面は、上富田町建設課において告示の日から30日間、一般の縦覧に供する。

令和 8年 4月 8日

上富田町長 奥田 誠



記

路線 番号	路線名	起 終 点 地 番		延長 (m)	幅員 (m)	最大 最小	主要な 経過地	付記
		起点	終点					
1275	金屋1号支線	起点	朝来835-8番地先	55.12	6.00	6.00		
		終点	朝来835-12番地先					
2147	大坊11号線	起点	岩田1680-9番地先	76.37	6.00	6.00		
		終点	岩田1649-10番地先					
2148	大坊稲葉根支線	起点	岩田2837-39番地先	86.65	6.50	6.00		
		終点	岩田2837-34番地先					
2149	親ノ谷1号線	起点	岩田734-8番地先	38.73	3.63	6.36		
		終点	岩田734-7番地先					
4061	生馬橋北線	起点	生馬1494-1番地先	75.01	9.20	6.70		
		終点	生馬1519-1番地先					